次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五　その他原料血漿の有効利用に関する重要事項 一　原料血漿の配分 倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。 1　（略） 2　血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　日本製薬株式会社 イ　その他の分画用　三十五万リットル (3)　（略） 二　（略）	第五　その他原料血漿の有効利用に関する重要事項 一　原料血漿の配分 倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。 1　（略） 2　血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。 (1)　（略） (2)　日本製薬株式会社 イ　その他の分画用　三十二万リットル (3)　（略） 二　（略）

○国土交通省告示第八十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年十月十七日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成三十年一月十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－358	ヤマハ　2B　K－SG52J	オートバイ	ヤマハ　G　3K3E	0.155	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第八十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月二十一日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成三十年一月十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－359	カワサキ　2BK－EX250P	オートバイ	カワサキ　EX250P　E	0.248	川崎重工業株式会社　兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

○国土交通省告示第八十五号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、株式会社ＳＵＢＡＲＵから、指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年一月十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称
新
株式会社ＳＵＢＡＲＵ
旧
富士重工業株式会社
2．変更年月日
平成29年4月1日

○国土交通省告示第八十六号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社から、指定自動車の指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年一月十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

1．変更する指定製作者等の住所
新
東京都目黒区碑文谷5丁目1番3号
旧
東京都渋谷区東3丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル
2．変更年月日
平成29年6月30日

○国土交通省告示第八十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十八年九月七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成三十年一月十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3435	クボタ　XD　M－SL1A	農耕トラクタ	クボタ　D　1803	1.826	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

○国土交通省告示第八十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十八年九月七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成三十年一月十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健